

事業と組織運営の工夫

～2023年度のグッドガバナンス認証審査委員会でのディスカッションより～

当センターでは、グッドガバナンス認証の付与に関して、外部有識者からなる「グッドガバナンス認証審査委員会」を設置しています。この委員会では、幅広い知見を持っている委員が様々な角度から認証候補団体の組織運営の状況について、グッドガバナンス認証を付与するのにふさわしいかどうかを審査しています。そのディスカッションの中で、多くの非営利組織にとって参考になる意見やアイデアも出てきます。

そこで、2023年度に開催された委員会のディスカッションの中から、事業や組織運営の参考になるトピックスを「事業と組織運営の工夫」としてピックアップしてお届けします。非営利組織の皆様にとって、団体運営のヒントにいただければ幸いです。

<監事の役割>

- 監事について、決算前の監事監査でのチェック・確認だけでは必ずしも十分ではないこともある。特に業務監査としては、監事には日頃から理事会に出席してもらい、定期的な報告などを行って、年間を通じて監事に監査としてチェックをしてもらうことをお勧めする。
- 会員が持ち回りで監事に就任する場合、その監事は事業や活動に主体的に関わらないなどの工夫をする必要がある。また、会員なので団体のことはある程度理解しているが、監事の役割について、あらためて監事に説明し、確認しあう。

【関連する基準】

基準 24：監事は職務上の責任を果たすために、独立した立場で、理事会に出席し理事の職務執行や財産の状況を把握し、会計監査と業務監査を行っている。

<コンプライアンス対応>

- 法律改正の対応について、複数の事業所がある法人においては、事業所ごとの対応が適切に出来ていないケースも出てくる。法人本部に管轄部署やコンプライアンスの責任者を設置し、法人本部で一括して対応していく仕組みを整備することも一つの方法である。

【関連する基準】

基準 20：組織運営に関わるリスク管理として、関係する法令を遵守するとともに、法改正等の状況を把握し、対応を行っている。

<財務関連>

- 借入金がある場合は、短期借入れ、長期借入れ含め全体の資金繰り表を作成し、四半期ごとに返済状況を確認する。
- 新規事業について、継続寄付や助成金による資金調達のほか、事業内容や収益性の観点から金融機関の融資による資金調達が活用できないかを検討することも考えられる。

【関連する基準】

基準 27：適正に会計処理を行うとともに、団体が採用している会計基準に沿って、「財務諸表の注記」を含む財務諸表等を適切に作成している。

基準 28：安定的な組織経営と活動の継続を図ることを目的として、健全な資金調達に取り組むとともに、適切に財務管理を行っている。

<情報発信>

- 団体の Web サイトに記載されている主な活動内容について、定款に定められている目的や事業の内容がわかる程度の情報は少なくとも掲載しておく。

【関連する基準】

基準 9：社会課題や活動に対する理解と共感が得られるよう、広く社会に向けて、働きかけや情報発信を行っている。

<情報管理>

- 個人情報の管理に関する改善を行う場合、プライバシーポリシーの内容と整合性があわないところが出てくれば、プライバシーポリシーを改訂する必要がある。また、改訂後は、ホームページに掲載しているプライバシーポリシーを最新のものに差し替えることを忘れずに行う。
- 企業のカバナンスでは、最近、サイバーセキュリティが注目を浴びている。企業はサイバーセキュリティ対策に取り組んでいる。NPO のカバナンスでも、今後はサイバーセキュリティの対策が必要になる。

【関連する基準】

基準 8：事業における様々なリスクを把握し、対応する仕組みや体制を整備している。

基準 25：事業や組織運営に必要な規程や規則等を制定し、制定・改廃の際には理事会または社員総会／評議員会で承認している。

参考：グッドガバナンス認証

グッドガバナンス認証とは、JCNE の独自の評価基準に基づき、専門の評価員が団体を訪問し、ヒアリングや書類確認によって組織運営の状況进行评估しています。その評価結果をもとに、非営利組織の中でも組織運営やガバナンスが一定水準以上のレベルの団体を認証しています。グッドガバナンス認証団体は外からは見えにくい組織内部の状況を第三者機関に開示して、信頼性・透明性の向上に努めている団体です。また、課題がある場合も見直し、改善をしていく姿勢や意欲のある団体でもあります。寄付をしたい、ボランティアとして参加したいという市民

や企業の方が、期待をかけて支援ができる団体として紹介しているのが「グッドガバナンス認証団体」です。

【グッドガバナンス認証の概要】

対 象：NPO 法人（認定を含む）、一般社団・財団法人（非営利型）、
公益社団・財団法人、社会福祉法人

評価手法：書面評価と訪問評価

評価基準：28 項目（適用除外可能なもの 6 項目）

分野/事業内容・組織規模を問わない評価基準

事前の書面評価と 3 時間の訪問調査の構成

事業のプロセスやガバナンスの状況をヒアリングし、評価

更新期間：3 年間

費 用：普及期間のため、評価料・認証料無料

評価実施方法：

- ①評価団体自身で、自己評価ガイドブックをもとに自己評価を行う。
- ②各基準のエビデンスとなる関係書類を提出する。
- ③JCNE で自己評価及び関係書類の内容に基づく書面評価を行う。
- ④グッドガバナンス評価員 1 名と評価員補佐（JCNE 事務局）1 名で団体事務所を訪問して、ヒアリングに基づき評価を実施する（新型コロナの状況でオンライン評価）。

【グッドガバナンス評価員とは？】

グッドガバナンス評価員は、JCNE の評価員研修を受講し、JCNE のグッドガバナンス認証制度を運用するために評価基準を理解し、公正な評価業務を行う者として、評価員として登録された者です。主に NPO センター関係者、助成財団等を含む中間支援組織関係者、NPO の役員や事務局長経験者、NPO 関連の士業関係者やコンサルタントなどが研修を受けて評価員となっています。

【グッドガバナンス認証の付与】

すべての基準を満たした団体を認証候補団体として、外部有識者による「グッドガバナンス認証審査委員会」で認証の付与について審査を行います。審査を通過した団体に対して 3 年間の有効期間で認証を付与します。なお、審査に通過しなかった団体やアドバンス評価基準を全て満たすことが出来なかった団体は 1 年間の猶予期間中に改善を行い、グッドガバナンス認証の審査に進むことが出来ます。

【グッドガバナンス認証のお申込み】

https://jcne.or.jp/evaluation/good_governance/

参考情報：

【活用情報】2020年度グッドガバナンス認証審査委員会で議論された事業と組織運営の工夫を紹介

<https://jcne.or.jp/2021/10/26/news-49/>

【活用情報】2021年度グッドガバナンス認証審査委員会で議論された事業と組織運営の工夫を紹介

<https://jcne.or.jp/2022/09/11/news-108/>

【活用情報】2022年度グッドガバナンス認証審査委員会で議論された事業と組織運営の工夫を紹介

<https://jcne.or.jp/2023/05/15/news-131/>

【本資料に関するお問合せ】

(公財) 日本非営利組織評価センター

E-mail: office@jcne.or.jp